

平成29年3月31日
大阪府総務部契約局

賃金等の変動に対する委託役務契約書における
インフレスライド条項の運用マニュアル（暫定版）の制定について

大阪府では、一部の委託役務契約において、インフレスライド条項を運用しているところですが、このたび本条項にかかる運用マニュアルを制定しましたので、お知らせします。

1 インフレスライド条項のあらまし

適用対象業務の受注者は、インフレスライド条項の定めに基づき、残契約金額の1%を超える額について、賃金等の変動に対する契約金額の変更を請求することができます。

2 適用対象業務

公共工事設計労務単価を採用して積算を行う業務で、以下のいずれにも該当する契約が対象となります。

① インフレスライド条項のある委託役務契約書を用いる委託役務業務（※）の契約であること。

※ 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「土木施設維持管理業務（種目コード041）」、「草地管理（種目コード050）」、「樹木管理（種目コード051）」、「森林管理（種目コード193）」の業務とします。

② 契約期間内に賃金水準の変更（本府の積算における公共工事設計労務単価の改定）がなされ、かつ、残契約期間が基準日※から2ヶ月以上ある業務であること。

※ 基準日とは、スライド額算出や出来形部分の確認等の基準となる日（請求があった日又は、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日）をいいます。

3 請負代金額の変更

増額スライドの場合の請負代金額の変更額は、以下の式により行います。

$$S \text{ 増} = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとします。

S増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

（ $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：当初契約の落札率、Z：発注者積算額）

4 手続

手続等の詳細な事項は、本府の「賃金等の変動に対する委託役務契約書におけるインフレスライド条項の運用マニュアル（暫定版）」をご覧ください。

5 施行日

平成29年4月1日

問い合わせ先
大阪府総務部契約局総務委託物品課
代表 06-6944-0351（内線 5346）